

生活支援訪問サービス サービスコード表

今回改正箇所

区分	サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
	種類	項目				
基本報酬コード	A 2	1141	生活支援訪問サービス I	生活支援訪問サービス費 (I) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		1月につき 941
	A 2	2141	生活支援訪問サービス I 日割	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		1日につき 31
	A 2	1241	生活支援訪問サービス II	生活支援訪問サービス費 (II) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		1月につき 1,880
	A 2	2241	生活支援訪問サービス II 日割	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		1日につき 62
	A 2	1351	生活支援訪問サービス III	生活支援訪問サービス費 (III) 要支援2 (週2回程度を超える)		1月につき 2,982
	A 2	2351	生活支援訪問サービス III 日割	要支援2 (週2回程度を超える)		1日につき 98
加算・減算	A 2	C241	生活支援訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算 I	高齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	9単位減算	1月につき -9
	A 2	C250	生活支援訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算 I 日割		1単位減算	1日につき -1
	A 2	C242	生活支援訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算 II		19単位減算	1月につき -19
	A 2	C243	生活支援訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算 II 日割		1単位減算	1日につき -1
	A 2	C244	生活支援訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算 III		30単位減算	1月につき -30
	A 2	C245	生活支援訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算 III 日割		1単位減算	1日につき -1
	A 2	6001	訪問型サービス同一建物減算 I	同一建物減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
	A 2	6003	訪問型サービス同一建物減算 II		所定単位数の 15%減算	1月につき
	A 2	6002	訪問型サービス同一建物減算 III		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算	1月につき
	A 2	4031	生活支援訪問サービス初回加算	初回加算	200単位加算	1月につき 200
	A 2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
	A 2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			1日につき
	A 2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
	A 2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			1日につき
	A 2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
	A 2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			1日につき
	A 2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A 2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 II	介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位数の100/1000 加算			
A 2	6271	訪問型サービス処遇改善加算 III	介護職員処遇改善加算 (III) 所定単位数の 55/1000 加算			
A 2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算 (I) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき	
A 2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II		介護職員等特定処遇改善加算 (II) 所定単位数の42/1000 加算		
A 2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	1月につき	